

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター  
倫理規程

<前文>

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター（以下「この法人」という）は、「しあわせ（福祉）の実現のために、可能性を追求してやまない柔らかな心と勇気に溢れる社会づくり」を理念として、今日の社会で実現すべき課題に取り組むとともに、地域福祉を研究し、人材育成、ネットワーク構築等、中間支援団体として福祉の充実・発展に寄与することを目的とする。

（基本的人権の尊重と法令等の遵守）

第1条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令順守）

第2条 関連法令及びこの法人の定款その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく各規定に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第3条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第4条 役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

2 理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自

己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

( 特別の利益を与える行為の禁止 )

第 5 条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

( 情報開示及び説明責任 )

第 6 条 この法人 は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

( 個人情報保護 )

第 7 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

( 附 則 )

この規程は、令和 2 年 1 0 月 2 4 日から施行する。